

■ 平成19年度下半期 町の財政状況報告(平成20年3月31日現在)

町では、皆様に納めていただいた税金や町に配分された国・県支出金等がどのような使われ方をしているか、正しく理解していただくために、年2回(6月・12月号広報壬生に掲載)、財政状況を公表しています。

今回は、平成19年度下半期までの収入・支出状況等についてお知らせします。

なお、今回公表するものは、平成20年3月末までのものであり、決算額ではありません。これは、3月末までに確定した債権債務について整理を行うために4月1日から5月31日までの2ヶ月間を出納整理期間とすることが認められているためです。

《一般会計の概要について》

平成20年度一般会計の当初予算額は、**108億円**でしたが、平成18年度からの繰越額及び4回の補正予算の実施により、当初に比べ、**1.2%増の109億2,478万2千円**の現計予算額となっています。

平成20年3月31日現在の収入済額は、**94億9,307万円**で、予算額の**86.9%**になります。また支出済額は**97億2,777万9千円**で、予算額の**89.0%**となっています。科目別の状況については別表のとおりです。

■ 【早わかり財政用語】

町の予算についてご理解いただくために、基本的な用語について説明いたします。

○予算

町の業務は4月から翌年3月までの1年間をサイクルとしています。その中で、町が1年間で使えるお金に対して、何にどれだけのお金を活用する予定かを示した計画のことを「予算」といいます。

また予算は、「町の行政がどのような形で行われているかを具体的に表現したものであり、皆様に情報を提供し、皆様が納められた税金が、どのように使われ、効果がどのように皆様に還元されるかを判断する」という意味からも重要な役割を持つものといえます。

○一般会計

町の基本的な財政運営に必要な経費を計上した会計のことで、町の会計の中心をなすものです。

その意味では、町の存立の目的を達成するために必要な経費を経理するための会計ということができます。例えば、議会費、総務費、民生費、教育費等が一般会計に計上されます。

このほかに、特定の事業を行うために設けられた会計を「特別会計」といい、壬生町では、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計などがあります。

○歳入

1年間に町に入るすべての収入のことを言います。これが年間に町が活用することのできるお金となります。つまり、歳入の金額によって歳出の額が決まってくるわけです。

●町税とは

税金にはその性質や内容により、国、県、市町村それぞれに対して納められるものがあり、その中で町に納められるものを「町税」といいます。主なものとしては、町内に住所のある皆様に納めていただく町民税や、町内に資産をお持ちの方に納めていただく固定資産税などがあります。

●地方特例交付金とは

恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収額を補てんするために交付される「減税補てん特例交付金」および児童手当制度拡充に伴う地方の負担増に対応するために交付される「児童手当特例交付金」からなります。

●地方交付税とは

国に納められた一部の税金から一定の割合で、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう、国から町へ配分される税のことをいいます。これにより、全国どこに住んでいてもバランスよく、公平な公共サービスが受けられるようになっています。

地方公共団体間には、地域による経済力の格差等があるため、地方交付税によって地域間に租税負担と公共サービス水準の著しい格差が発生しないように、調整しているのです。

●国庫支出金とは

町が行う公共サービスに必要なお金の一部あるいは全部について、国から町に支払われるお金のことです。

また、国庫支出金とは、一般に「国が特定の事務事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事業実施に資するため、相当の反対給付を受けないで交付する給付金である」と定義されています。

●町債とは

町の長期にわたる借入金のことです。道路や橋、または学校などのように長期にわたって利用される施設の建設に必要な資金について、財政的負担の軽減と、世代間の負担の公平を図るという観点から、町債という形でお金を調達して対応しています。

●一般財源とは

歳入のうち、町税や地方交付税などのように使い道が特定されず、どのような経費にも活用することのできるお金のことをいいます。

地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実情に応じた政策を実施していくためには、使い道が特定されていない一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましいといえます。

●特定財源とは

一般財源とは反対に、歳入のうち、国庫支出金や町債のように使い道が特定されているお金のことをいいます。

●自主財源とは

町税や使用料などのように、町が自主的に集めることのできるお金のことをいいます。歳入全体に占める自主財源の割合が高いほど、町としては望ましい姿であり、町が行う公共サービスに自主性と安定性が確保されているといえます。

●依存財源とは

地方交付税、国庫支出金や町債のように、国の決定や許可により交付されたり割り当てられたりして入ってくるお金のことをいいます。

○歳出

町の一年間におけるすべての支出のことを言います。

町では、このお金で様々な事業を行うことによって歳出の額が決まってくるわけです。

●総務費

全般的な管理事務、企画調整事務、徴税事務、本庁舎の維持管理等に要する経費が計上されています。

●民生費

障がい者や高齢者に対する福祉の充実、子育て環境づくりの推進などに要する経費が計上されています。

●衛生費

生活環境の保全、健康の増進、ゴミ・し尿処理などに要する経費が計上されています。

●農林水産業費

農業の振興に要する経費、生産基盤の整備に要する経費などが計上されています。

●商工費

中小企業の振興及び観光の振興などに要する経費が計上されています。

●土木費

道路、橋梁、公園などの整備及び維持管理などに要する経費が計上されています。

●教育費

小中学校の教育の充実、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興などに要する経費が計上されています。

- 公債費**

町債の償還元金と利息が計上されています。

- 義務的経費とは**

町の歳出のうち、職員の人件費、町債の返済に充てるための公債費など町が行政活動を行っていくために不可欠な経費や法律などにより町に支出が義務づけられ、任意に削減できないお金のことをいいます。

- 投資的経費とは**

町の歳出のうち、道路や橋、または学校の建設などのように、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が町民の財産として将来に残るものに支出されるお金のことをいいます。

■ 一般会計歳入・歳出の状況報告

○歳入

(単位:千円・%)

科目		当初予算額	予算現額	収入済額	対予算比
1.	町税	5,072,692	5,000,568	4,749,021	95.0
2.	地方譲与税	180,000	180,000	137,901	76.6
3.	利子割交付金	20,000	20,000	21,999	110.0
4.	配当割交付金	10,000	15,000	19,528	130.2
5.	株式等譲渡所得割交付金	10,000	10,000	11,259	112.6
6.	地方消費税交付金	340,000	340,000	358,496	105.4
7.	ゴルフ場利用税交付金	35,000	35,000	37,317	106.6
8.	自動車取得税交付金	100,000	100,000	118,362	118.4
9.	地方特例交付金	47,000	30,563	30,563	100.0
10.	地方交付税	1,370,000	1,640,726	1,715,716	104.6
11.	交通安全対策特別交付金	8,000	8,000	9,115	113.9
12.	分担金及び負担金	152,628	158,602	143,286	90.3
13.	使用料及び手数料	290,153	275,849	267,423	96.9
14.	国庫支出金	886,669	874,752	249,687	28.5
15.	県支出金	745,275	719,683	624,276	86.7
16.	財産収入	9,223	28,038	27,462	97.9
17.	寄附金	3	1,013	1,099	108.5

18.	繰入金	281,007	275,943	275,937	100.0
19.	繰越金	300,000	380,475	516,476	135.7
20.	諸収入	200,150	211,170	178,147	84.4
21.	町債	742,200	619,400	0	0.0
合計		10,800,000	10,942,782	9,493,070	86.9

○歳出

科目		当初予算額	予算現額	支出済額	対予算比
1.	議会費	124,217	124,204	122,348	98.5
2.	総務費	1,207,090	1,371,662	1,262,330	92.0
3.	民生費	2,680,426	2,651,207	2,485,147	93.7
4.	衛生費	1,031,905	1,159,623	1,045,442	90.2
5.	労働費	16,927	16,990	15,685	92.3
6.	農林水産業費	547,784	512,069	344,877	67.3
7.	商工費	302,580	301,891	259,800	86.1
8.	土木費	2,230,419	2,114,836	1,702,212	80.5
9.	消防費	587,752	571,345	549,196	96.1
10.	教育費	1,140,359	1,171,118	1,042,411	89.0
11.	災害復旧費	11,502	11,502	0	0.0
12.	公債費	899,036	898,332	898,331	100.0
13.	諸支出金	3	3	0	0.0
14.	予備費	20,000	20,000	0	0.0
合計		10,800,000	10,924,782	9,727,779	89.0

■ 特別会計 歳入・歳出の状況報告

○国民健康保険特別会計

予算額	43億287万3千円
収入済額	39億5,828万3千円
支出済額	38億8,548万5千円

○公共下水道事業特別会計

予算額	23億7,225万7千円
収入済額	16億1,416万4千円
支出済額	22億1,547万1千円

※ 収支の不足額は一般会計資金を運用。

○奨学資金特別会計

予算額	161万3千円
収入済額	175万4千円
支出済額	126万7千円

○老人保健事業特別会計

予算額	29億827万2千円
収入済額	28億964万7千円
支出済額	26億3,865万7千円

○介護保険事業特別会計

予算額	16億6,540万1千円
収入済額	16億649万4千円
支出済額	14億7,494万1千円

○農業集落排水事業特別会計

予算額	4億6,519万1千円
収入済額	3億4,279万1千円
支出済額	3億9,487万7千円

※収支の不足額は、一般会計資金を運用

○水道事業会計

【収益的収支】

予算額	4億9,874万2千円
事業収益	5億8,708万6千円
事業費用	4億8,758万5千円

【資本的収支】

予算額	6億8,143万8千円
資本的収入	4億107万7千円
資本的支出	6億7,764万7千円

※資本的収支の収入額が支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

■ 税の負担状況、地方債現在高

○税の負担状況(単位:円)

主な税	町民税	固定資産税	軽自動車税	町たばこ税	都市計画税	全体
1人当たり	52,529	53,940	1,376	5,755	6,116	119,716
1世帯当たり	148,524	152,512	3,890	16,271	17,273	338,490

※3月末現在の住基人口 39,795 人・世帯数 13,761 世帯

○地方債現在高

一般会計

一般公共事業債	3,543万9千円
臨時地方道整備事業債	14億3,539万5千円
学校教育施設整備事業債	3億6,966万9千円
一般廃棄物処理事業債	12億6,659万3千円
財源対策債	5億7,481万7千円
減税補てん債	5億7,473万6千円
臨時税収補てん債	6,287万1千円
臨時財政対策債	18億408万1千円
その他	9,964万7千円
合計	62億9,802万円

公共下水道事業特別会計

下水道事業債	71億8,844万2千円
--------	--------------

農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業債	29億5,263万6千円
-----------	--------------

水道事業会計

水道事業債	24億1,393万円
-------	------------